

## 徳島県スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本組織は、徳島県スポーツコミッション（以下「コミッション」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミッションは、関係者が一体となって、徳島県のスポーツ資源や観光資源を活かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等に取り組むことにより、県民や団体の多様な交流を支え、交流人口の拡大による地域活性化を図るとともに、創意工夫あふれるスポーツ振興を支援し、徳島県におけるスポーツ環境の充実に取り組むことにより、子どもの体力向上や健全な発達、スポーツの体感、生涯スポーツの普及発展を通じて、活気に満ちた社会づくりを実現することを目的とする。

(事業)

第3条 コミッションは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会、スポーツ合宿の誘致に関する事
- (2) スポーツツーリズムの推進に関する事
- (3) 県内スポーツ施設、スポーツイベント等の国内外への情報発信に関する事
- (4) 民間企業・団体等の協賛を活用して実施するスポーツイベント、助成等に関する事
- (5) スポーツ障害の予防をはじめとするスポーツ安全の確保及び、スポーツを通じた県民の心身の健全な発達に関する事
- (6) 競技スポーツの推進に関する事
- (7) 県内におけるスポーツ環境の充実に関する事
- (8) その他コミッションの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コミッションの会員は、別表の団体とする。

(役員の数及び選任)

第5条 コミッションに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、徳島県知事をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会員のうちから会長が指名し、総会の承認を得て任命する。

(役員の仕事及び任期)

第6条 会長は、コミッションを代表し、会の運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。
- 4 監事は、コミッションの会計その他の事務を監査する。
- 5 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 7 役員は、その任期満了後で後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(アドバイザー)

第7条 コミッションに、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、本会の目的を達成するために必要な知識、経験をもった者のうちから会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、会長の求めに応じ、第9条に規定する各委員会に出席し、意見を述べることができるとともに、コミッションの目的を達成するために必要な助言をすることができる。

(総会)

第8条 コミッションの総会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 総会は次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 規約の制定及び改廃
  - (2) 事業計画及び予算の決定
  - (3) 事業報告及び決算の承認
  - (4) その他コミッションの運営に関する重要な事項
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。
- 5 総会の議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用し、同項中「出席会員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

(委員会)

第9条 コミッションの目的を達成するため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) スポーツツーリズム委員会
- (2) とくしまスポーツ活性化委員会
- (3) スポーツ力向上委員会
- (4) スポーツファシリティ委員会

(スポーツツーリズム委員会)

第10条 スポーツツーリズム委員会(以下、本条及び次条において「委員会」という。)は、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を目的とする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名する。
- 3 委員会を構成する委員は、委員長が定める。
- 4 委員長は委員会を代表し、その業務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が委員長の職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(スポーツツーリズム委員会の事業)

第11条 委員会は、前条第1項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会、スポーツ合宿の誘致に関すること
- (2) スポーツツーリズムの推進に関すること
- (3) 県内スポーツ施設、スポーツイベント等の国内外への情報発信に関すること
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(とくしまスポーツ活性化委員会)

第12条 とくしまスポーツ活性化委員会(以下、本条及び次条において「委員会」という。)は、スポーツの振興により、活気に満ちた社会を実現することを目的とする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名する。
- 3 委員会を構成する委員は、委員長が定める。
- 4 委員長は委員会を代表し、その業務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が委員長の職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(とくしまスポーツ活性化委員会の事業)

第13条 委員会は、前条第1項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民間企業・団体等の協賛を活用して実施するスポーツイベント、助成等に関すること
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(スポーツ力向上委員会)

第14条 スポーツ力向上委員会(以下、本条及び次条において「委員会」という。)は、スポーツが持つ力を活用し、県民の心身の健全な発達を確保することを目的とする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名する。
- 3 委員会を構成する委員は、委員長が定める。

- 4 委員長は委員会を代表し、その業務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が委員長の職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(スポーツ力向上委員会の事業)

第15条 委員会は、前条第1項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ障害の予防をはじめとするスポーツ安全の確保及び、スポーツを通じた県民の心身の健全な発達に関すること
- (2) 競技スポーツの推進に関すること
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(スポーツファシリティ委員会)

第16条 スポーツファシリティ委員会(以下、本条及び次条において「委員会」という。)

は、県内におけるスポーツ環境の充実を図ることを目的とする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名する。
- 3 委員会を構成する委員は、委員長が定める。
- 4 委員長は委員会を代表し、その業務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が委員長の職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(スポーツファシリティ委員会の事業)

第17条 委員会は、前条第1項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内におけるスポーツ環境の充実に関すること
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第18条 コミッションの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第19条 会長は、総会を招集する暇がないと認めるとき、又は総会の審議する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(権限の委任)

第20条 会長は、その権限に属する事務のうち、次の事項について、会長が別に定める

順序により、副会長に委任する。

- (1) 徳島県知事と行う全ての契約締結及びその請求等に関する権限
- (2) 徳島県知事が代表権を有する団体と行う全ての契約締結及びその請求に関する権限
- (3) 徳島県から交付を受ける負担金等の申請及びその請求等に関する権限
- (4) 徳島県有財産の使用許可等の申請に関する権限

(経費及び予算)

第21条 コミッションの経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計は一般会計及び協賛金事業特別会計とし、特別会計においては、第12条、第14条及び第16条に定める委員会の事業に充当すべき収入をその経費に充当するものとする。

3 予算は、各項目間において、各予算金額を流用できるものとする。

(監査)

第22条 コミッションの事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第23条 コミッションの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立された年度については、本規約の施行の日から令和3年3月31日までとする。

(補則)

第24条 本規約に定めるもののほか、コミッションの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、コミッションの設立の日（令和2年8月3日）から施行する。

附 則

本規約は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和6年2月1日から施行する。